ほぼ週刊コラム「Partnership論」　その４６

**Equity as between the partners --- 個別具体的partner達の間で合意された衡平性**

**～～partnership税制原則には「公平」は無い。「衡平」がある。～～**

2013.05.17　齋藤旬（[www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp)）　rev.1

　**題目と関係ない話題で恐縮だが、Subsidiarityについて興味深い本が出た。**…ズバリ[『Subsidiarity』](http://www.amazon.com/Subsidiarity-Peter-J-Floriani/dp/148023754X/ref%3Dsr_1_1?s=books&ie=UTF8&qid=1368422280&sr=1-1)というタイトルで米国のソフトウエア・エンジニアが去年の11月に出版した本。紹介文を和訳すると：

もう5年以上にもわたって、ある大手ケーブルTV会社は、ある特別なソフトウェアに頼り切っている。それは、テレビCMを80以上の地方局を経由させて自動配信するソフトウエアだ。この5年間で20万本以上のCMを上手く自動配信できている。時には一つの地域に、また時には30以上の地域に同時に。どの地域がどのCMを必要としているか正確に把握して…。

チェスタートンのミステリー小説ファンであるコンピューター学者が設計したこのソフトウェアは、「13世紀の社会法理」を使っている。その最重要部、即ち実際にCM自動配信を管理している部分は、1991年にローマ教皇ヨハネ・パウロ二世が述べた「Subsidiarity原理」から直接導き出されたものだ。この驚くべきプロジェクトの成功は、Subsidiarity原理の研究によってもたらされた。

さあ、次は貴方の番。貴方ならSubsidiarityを普段の生活の中でどの様に役立たせるだろうか？　Subsidiarity原理を知れば、どんな問題を解決できるのか。それは…。

　Amazon.comで[subsidiarityと検索すれ](http://www.amazon.com/s/ref%3Dnb_sb_sabc?url=search-alias%3Dstripbooks&pageMinusResults=1&suo=1368434071012" \l "/ref=nb_sb_noss_1?url=search-alias%3Dstripbooks&field-keywords=subsidiarity&sprefix=subsidiarity%2Cstripbooks&rh=i%3Astripbooks%2Ck%3Asubsidiarity" \t "_blank)ば525冊がヒットする。その最上位にランクされているのがこの本。また[subsidiarity solidarityと検索すれば](http://www.amazon.com/s/ref%3Dnb_sb_sabc?url=search-alias%3Dstripbooks&pageMinusResults=1&suo=1368434071012#/ref=nb_sb_noss?url=search-alias%3Dstripbooks&field-keywords=subsidiarity+solidarity&rh=n%3A283155%2Ck%3Asubsidiarity+solidarity)269冊がヒットし、その中には先回紹介した『Charity in Truth (*Caritas in Veritate*)』も上位にランクされている。

subsidiarity solidarityを、欧州連合マースリヒト条約やカトリック神学に関連づけて説明する書籍が多い中で、エンジニアが書いたこの本は異色だ。$7.97と安いし思わずポチってしまった。読んで面白かったら本コラムで取り上げることとしよう。

　**さて今回は、「税制原則」について話をする**。最もポピュラーな税制原則は「Simple, Fair, Neutral（簡素、公平、中立）」[[1]](#footnote-1)だが、これがSubsidiarityの下で、あるいは「契約自由」「会計自由」「相当性の不審査法理」「税務当局の損益不認識」の下で、どの様に違うものになるか説明する。

　**「公平」を税制原則に謳えない**。「[Fairness: Taxpayers in similar situations should be taxed similarly.](http://www.nzherald.co.nz/nz/news/article.cfm?c_id=1&objectid=10511171)　「公平」：同様な状況にある納税者は同様に課税されなければならない。」は原則に謳えなくなる。なぜなら、大きな組織は小さな組織より下位の存在（subsidiary）なのだから、多数の者が納得する「公平」を少数者に押しつけてはいけない。これがSubsidiarityだからだ。

　…で、どうなるか。結論をいうと結局、今週のタイトルに挙げたequity as between the partners、「個別具体的なpartner達の間で合意された衡平性」、これに落ち着く。なお、この五語表現の起源はとても古い。例えば、“equity as between the partners”と” ”でくくってググると、[1830年の文献](http://books.google.co.jp/books?id=rk4tAQAAMAAJ&pg=PA82&lpg=PA82&dq=%22equity+as+between+the+partners%22&source=bl&ots=0YSnjMM7lx&sig=f65FX03bRNLEtP2wWMYNsHBRcdk&hl=ja&sa=X&ei=qcCRUaysNoXskgX-iIDACg&ved=0CEcQ6AEwAw#v=onepage&q=%22equity%20as%20between%20the%20partners%22&f=false)には既にこの言い回しが出ていることが分かる。[書籍に限ってググる](https://www.google.co.jp/search?tbm=bks&hl=ja&q=%22equity+as+between+the+partners%22&btnG=)ってみると、19世紀初めの文献に多数この五語表現が使われていることが分かる。最も古いのは[1819年のイギリスの文献](http://books.google.co.jp/books?id=ylMDAAAAQAAJ&pg=PA429&dq=%22equity+as+between+the+partners%22&hl=ja&sa=X&ei=DceRUZu9KM-xkgWNpYHQDw&ved=0CEkQ6AEwAzgK#v=onepage&q=%22equity%20as%20between%20the%20partners%22&f=false)のようだ。

　**Equity as between** **the partnersと「the」がついていることに注意**。つまり例えば、ある個別具体的なpartnership Aとそれとは別のpartnership Bが同業者であり、同様な経営状態あるいは同様な状況にあったとしても、partnership Aのpartnersとpartnership Bのpartnersが異なった取り決めや会計をした場合には、異なった課税が為されるということだ。

　簡単に言えば「公平を保障しない」ということ。個別具体的なpartnershipの中のpartners間での「衡平性」は保たれるが、あるpartnershipと別のpartnershipとの間の「公平性」は保たれることを保障しないということだ。

　**かくして1954年、コラム２２で取り上げた**、partnership税制の実質的生みの親Mark H. Johnsonが第８３回米国国会に提出したIRC Subchapter K法案は：

Subchapter K was enacted to permit businesses organized for joint profit to be conducted with "simplicity, flexibility, and equity as between the partners." S. Reg. No. 1622, 83d Cong., 2d Sess. 89 (1954); H.R. Rep. No 1337, 83d Cong., 2d Sess. 65 (1954).

出典：

[http://www.irs.gov/Businesses/Coordinated-Issue-Partnership-Industry-Subchapter-K-Anti-Abuse-Rule-Regulation-%C2%A7-1.701-2-(Effective:--June-19,-1995)](http://www.irs.gov/Businesses/Coordinated-Issue-Partnership-Industry-Subchapter-K-Anti-Abuse-Rule-Regulation-%C2%A7-1.701-2-%28Effective%3A--June-19%2C-1995%29)

と上院と下院の議事録に「三原則」が記されてenactされたのだった。

　[**「universalism社会の四種類の経済」**](four%20kinds%20economy%20in%20society%20of%20universal%20individualism%20rev8.ppt)**のPPTで説明すれば**、営利経済（corporate経済）の税制三原則は「simple, fair, neutral」ないし「simple, fair, pro-growth」だが、他方、未営利経済（partnership経済）の税制三原則は「simplicity, flexibility, and equity as between the partners」だということになった。

　ここにも日本人には理解不可能な「uni-versalism」「多様にして一つ」の矛盾がある。ゆめゆめ「不公平税制だ」などどトンチンカンなことをいってはならない。「西洋の精神性を分からないまま西洋の科学技術や経済の恩恵を欲しがる日本人」と馬鹿にされるのがオチだ。ただ…。

　**米国税法学者シャウプ博士が来日し**corporate税制を中心としたシャウプ税制を日本に整備したのは1949年1950年のこと。税制三原則は「Simple, Fair, Neutral（簡素、公平、中立）」だと日本人が教わったのもこの時のこと。

その僅か4年後1954年、米国ではもう一つの税制三原則「simplicity, flexibility, and equity as between the partners」が知れ渡った。が、そのことを日本人が知らないのは致し方ないことなのかもしれない。

シャウプ博士が来日するのがもう四年遅かったら…。うー、惜しいことをした。

　今回は以上。次回も乞うご期待。

1. Adam Smithが1776年出版の『国富論』で述べたFour Canons of Taxation即ち「Equity、Certainty、Convenience、Economy」が税制原則の元祖だが、20世紀にcorporate経済が大きくなり、更に1958年にはJohn Rawlsの『Justice as Fairness』が出版されて、「Simple, Fair, Neutral（簡素、公平、中立）」がcorporate経済の税制原則として20世紀半ばに定着した。なおレーガン政権以降の米国共和党はNeutralをPro-Growthに置き換え「Simple, Fair, Pro-Growth」としている。 [↑](#footnote-ref-1)